## 会 議 绿 (要 旨)

会 議 名		名	<b>庁</b> 議					
	催	<del>~</del> 日						
	<u>'</u> 催							
נוק			121	出席者:市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、 協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康				
	席者			福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、				
欠	席	j	者	都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当				
				部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者: なし				
				1 令和2年第3回市議会定例会提出議案について				
議			題	2 その他				
結			論					
	央 定 残 さ		- 88	議題1:提案のとおり提出議案として決定する。				
題点	、保	保留事	事項	議題2:第3回市議会定例会の招集期日は、9月1日(火)である。				
等を記載する。)		( ) 'av	0)	議題1 令和2年第3回市議会定例会提出議案について (1) 令和元年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について				
			(企画財政部長説明)					
			地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規					
				定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。				
				歳入決算額は28,588,816,306円、歳出決算額は27,750,633,920 円、歳入歳出差引残額は838,182,386円である。なお、翌年度へ繰				
伝	=**	۷×	`III.	り越すべき財源は26,641,308円であり、実質収支は811,541,078円				
審議経過 経等見 等 は まなしし まと				である。				
				(結 論)				
				提出議案として決定する。				
(発言者) ○印=構成員 ●印=説明員				(2) 令和元年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算				
				認定について				
			(市民部長説明)					
				地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規				
				定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。				
				歳入決算額は8,153,228,301円、歳出決算額は7,995,297,041円、				
				歳入歳出差引残額は157,931,260円である。なお、翌年度へ繰り越				
				すべき財源は0円であり、実質収支は157,931,260円である。				
				(結論)				
				提出議案として決定する。				

(3) 令和元年度武蔵村山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は1,176,478,227円、歳出決算額は1,080,850,050円、 歳入歳出差引残額は95,628,177円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は0円であり、実質収支は95,628,177円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 令和元年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は5,097,853,315円、歳出決算額は4,995,222,294円、 歳入歳出差引残額は102,631,021円である。なお、翌年度へ繰り越

すべき財源は0円であり、実質収支は102,631,021円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 令和元年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規 定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は1,707,693,998円、歳出決算額は1,700,838,789円、 歳入歳出差引残額は6,855,209円である。なお、翌年度へ繰り越す べき財源は0円であり、実質収支は6,855,209円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 令和元年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規 定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は1,637,578,901円、歳出決算額は1,579,092,929円、 歳入歳出差引残額は58,485,972円である。なお、翌年度へ繰り越 すべき財源は0円であり、実質収支は58,485,972円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いに関する基準等を改める必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は受給資格等の確認に係る支給認定証の 任意交付化に対応するものである。2点目は食事の提供に要する 費用の取扱いを変更するものである。3点目は代替保育の提供に 係る連携施設の基準を緩和するものである。4点目は卒園後の受 入に係る連携施設を不要化するものである。5点目は連携施設の 確保に係る経過措置を5年間延長するものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、連携施設に関する基準等を改める必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は代替保育の提供に係る連携施設の基準を緩和するものである。2点目は食事の提供の特例に係る搬入施設の基準を緩和するものである。3点目は居宅訪問型保育事業者における保育を提供できる場合を追加するものである。4点目は卒園後の受入に係る連携施設を不要化するものである。5点目は連携施設の確保に係る経過措置を5年間延長するものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 令和2年度武蔵村山市一般会計補正予算(第6号)

(企画財政部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

10 令和2年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 令和2年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補 正予算(第1号)

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 令和2年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 令和2年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算(第1号) (建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

なお、本下水道事業については、今年度から地方公営企業法の 適用事業となっているが、地方公営企業法には、補正予算につい ての明確な規定がないため、提案理由については、従前どおりと した。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 市道路線の廃止について

(建設管理担当部長説明)

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、路線を廃止するので、同条第3項の規定により、本案を提出する。

区画整理事業の実施に伴い、不要となる路線を廃止するものである。路線名は、一般市道C第139号線、起点は榎三丁目83番地先、終点は榎三丁目98番地先、幅員は6.00メートル、延長は62.10メートルである。

(結 論)

提出議案として決定する。

## 【追加予定】

(1) 教育委員会委員の任命について

(企画財政部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第4条第2項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会の委員である 杉原 栄子 氏が令和2年 9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するもの である。

任命する委員は1名で、教育委員会委員の任期は令和2年10 月1日から令和6年9月30日(任期4年)までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財政部長説明)

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規 定により、本案を提出する。

武蔵村山市固定資産評価審査委員会の委員である 岩瀬 成朋 氏が、令和2年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員 を選任するものである。 選任する委員は1名で、固定資産評価審査委員会委員の任期は 令和2年10月1日から令和5年9月30日(任期3年)までで ある。

(結 論)

提出議案として決定する。

## 【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

(健康福祉部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分としたので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月20日(金)午後2時25分頃、職員が一般市道A第72号線を東から西へ庁用自動車で走行し、中央一丁目35番地先の武蔵村山市民会館入口交差点で信号機が赤色の灯火であったため停止した後、当該信号機が赤色の灯火の点滅に変わったため、徐行して交差点内に侵入したところ、交差点南側から進入してきた車両と接触し、庁用自動車の左前部及び相手方車両の右前部を損傷する事故が発生した。

当該事故の過失割合は、市が15%、相手方の事故当事者を8 5%として、相手方の車両損害額の総額のうち、市の過失による 損害額に相当する賠償金を支払うものである。

示談交渉について、市は、相手方の車両損害額の総額421,553円のうち、市の過失による損害額に相当する63,233円を相手方事故当事者に支払うこととし、相手方事故当事者は、市の車両損害額の総額279,730円のうち、自己の過失による損害額に相当する237,771円を市に支払うことで、現在協議中である。

8月中には示談が成立する予定である。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 令和元年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について

(企画財政部長説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告する。

令和元年度武蔵村山市の健全化判断比率(実質赤字比率、連結

実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。
(結 論)報告事項として決定する。

議題2 その他
令和2年第3回市議会定例会の招集期日について
令和2年第3回市議会定例会の招集期日は9月1日(火)である。

会議録の開示 ・非開示の別	☑開 示 □一部開示(ᡮ □非 開 示(ᡮ	银拠法令等: 银拠法令等:		)
庶務担当課	企画財政部	企画政策課	(内線:374)	

(日本工業規格A列4番)